# 平成26年12月教育委員会会議(定例会)会議録

- 1 日 時 平成26年12月24日(水)午後2時00分~午後3時10分
- 2 場 所 所沢市役所6階 602会議室
- 3 出席者[委員]大岩幹夫委員長、吉本理委員長職務代理者、中川奈緒美委員、寺本彰委員、清水国明委員、内藤隆行教育長
  - [事務局] 平野澄彦教育総務部長、川音孝夫学校教育部長、美甘寿規教育総務部次長、山口勝彦学校教育部次長兼学校教育課長、横須賀邦子教育センター担当参事兼教育センター所長、市川雅美教育総務課長、阿部美和子教育総務課主幹兼教育企画室長、末廣和久教育施設課長、浅野浩一社会教育課長、内堀耕介スポーツ振興課長、冨田一成文化財保護課長、比留間嘉浩生涯学習推進センター所長、岸企子所沢図書館長、沼田芳行学校教育課教育指導担当主幹兼健やか輝き支援室長、師岡林保健給食課長

「書記 」 安田幸雄教育総務課副主幹、青木穂高教育総務課主任

- 4 前回会議録の承認
- 5 会議の傍聴者 なし
- 6 開 会 本日の議案は、議案第38号から議案第39号までの2件。なお、 議案第39号は予算に関する審議のため、非公開としたい旨の発議 があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議されることに決定し た。
  - 議案第38号 所沢市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について 資料に則り、山口学校教育部次長から以下のとおり説明がなされた。

平成25年11月に地方公務員法が改正され、配偶者同行休業制度が新設された。この制度は、仕事と家庭生活の両立を支援して、配偶者の海外転勤等による 休業を認めることにより、職員の継続的な勤務を促進することを目的としている。 この法改正を受けて、埼玉県では平成26年7月15日に同様の趣旨の条例を制定した。内容としては、配偶者が外国で勤務する場合、配偶者が外国で事業の経営を行う場合、配偶者が外国の大学または大学院に就学する場合に、職員が申請すれば、休業を承認することができるというものである。

こうしたことから、所沢市においても同様の規程を加える必要があり、規程の 改正を行うものである。

以下、質疑。

# (中川委員)

この規程は、今まで教育委員会にはなかった規定なのでしょうか。

(山口学校教育部次長)

そのとおりです。

## (中川委員)

休業期間に制限はありますか。

(山口学校教育部次長)

3年間を限度としています。

### (吉本委員長職務代理者)

この制度が適用されそうなケースとしては、教職員同士の夫婦で海外の日本人 学校の教職員として一方が赴任し、その配偶者が同行する場合が、可能性として 高いと考えられると思いますが、いかがでしょうか。

#### (山口学校教育部次長)

そのケースが一番多いと思います。

(吉本委員長職務代理者)

それ以外ではどのようなケースがありますか。

## (山口学校教育部次長)

民間企業に勤めている配偶者が海外赴任となり、それに同行する場合が考えられます。

# (寺本委員)

今までは、このような事例で同行が認められなかった場合は、どうしていたのでしょうか。

### (山口学校教育部次長)

単身で赴任するか、あるいは職員が退職するかということになります。

## (寺本委員)

実際に退職した例はあるのでしょうか。

(山口学校教育部次長)

あります。

## (吉本委員長職務代理者)

このような制度ができたので、ぜひ教職員の皆さんに海外の日本人学校を経験 するという意味でも、活用していただきたいと思います。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第39号 平成26年度教育費予算(3月補正)について 資料に則り、各課から説明がなされた。

《削除》

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

#### 8 協議事項

平成27年度以降の教育課程編成について

資料に則り、山口学校教育部次長より以下のとおり説明がなされた。

平成27年度から全校・園が「新たな三学期制」に移行するにあたり、教育 課程の編成に関する基本的な考え方について、協議していただきたい。

以下、質疑。

## (寺本委員)

各小中学校長宛の通知に、「土曜日に授業を実施する場合は、保護者や地域への公開を原則として実施する」とされていますが、「原則として」と表記されているのは、公開しないで実施することも可能な場合があるということなのでしょうか。

## (山口学校教育部次長)

今のところ、公開を原則としています。

## (寺本委員)

今のところというのは、どういうことでしょうか。

## (山口学校教育部次長)

状況によっては、今後変更することもあり得るということです。

# (中川委員)

公開することの意義は、授業時数が不足するので、土曜日に授業を行うというように、安易に考えてほしくないということではないかと思いました。公開ということで、学校を見ていただくという趣旨とともに、土曜日という位置づけを評価したいのではないかと思います。

#### (川音学校教育部長)

できるだけ多くの方に学校の教育活動を知っていただきたいということと、土曜日のあり方について、学校だけではなく地域全体で子どもたちを育てていこうというのが、学校週5日制の趣旨ですので、原則公開ということで定めています。

#### (清水委員)

土曜授業では、どのような授業を行うのでしょうか。

## (山口学校教育部次長)

今までは、運動会や授業公開などを行っていましたが、今後は普段の授業を行 うことが主となります。それを、地域の方などに見ていただくということです。

#### (大岩委員長)

普段の授業を行ったり、行事を行ったり、学校によって様々であるということですか。

#### (山口学校教育部次長)

そのとおりです。

## (吉本委員長職務代理者)

教育課程の管理について、定期的に評価を行うのは、学校長と考えてよろしいでしょうか。

## (山口学校教育部次長)

そのとおりです。

## (吉本委員長職務代理者)

そうすると、何らかの大きな問題が生じた際に、教育委員会として関与することはなく、あくまで学校で起きたことは校長の判断で処理されるということになりますか。

## (山口学校教育部次長)

教育課程の編成、実施にあたっては、確かに校長になりますが、そのことについては、教育委員会としても学校訪問や校長会等で校長と接し、学校に対する指導を行っています。

#### (内藤教育長)

補足ですが、学校管理規則に教育課程の編成についての位置づけがあり、学校 長に課した責任は、この規則に定められています。それが守られているかどうか は、指導主事が学校訪問をして確認しています。また、不測の事態が発生した場 合には、教育委員会で決めたことをもって、校長に様々な要求をすることができ るというのが、最高裁の判例でもあります。日常的な業務は校長に任せており、 年度当初に決めた計画をしっかり見守ってほしいということを、改めて通知する ということです。

# (中川委員)

各学校でカリキュラムを組んで、評価をして改善したことを、お互いの校長同士で情報を共有していただきたいと思います。うまくいったことやいかなかったことなど、情報を共有していただければと思います。

## (山口学校教育部次長)

校長会においては、教育委員会からの指示、伝達をしています。また、校長研修会というものがあり、学校の取り組みや、事例を出して校長が日常で悩んでいることを話し合い、よりよい学校を作り上げていこうとするための研修会です。こうした機会に情報交換をしています。

# (寺本委員)

各校長へは、いつ通知するのでしょうか。

## (山口学校教育部次長)

1月9日の校長会において、各校長に配布する予定です。

#### (内藤教育長)

平成23年1月12日付の各小・中学校長宛通知は、平成23年度から始まる新しい教育課程の際に発信したものですが、それには「二学期制のよさを生かす」という文言がありました。今回の通知には、「新たな三学期制の趣旨を踏まえる」という文言に変わっています。

また、土曜授業について、年間5日の範囲が望ましいとしていましたが、今回はそれを撤廃し、地域、保護者、学校長の判断でできる可能生を広げました。

その他、細かい点についての変更もありますが、主な変更点は以上の2点です。

## (大岩委員長)

その他、意見はございませんか。

《意見なし》

## (大岩委員長)

それでは、各委員の意見等を踏まえた対応をよろしくお願いします。

## 9 報告事項

住民投票条例について

平野教育総務部長より、以下のとおり報告がなされた。

12月定例市議会の「防音校舎の除湿工事(冷房工事)の計画的な実施に関する住民投票条例制定について」の議案について、当該議案が付託された総務常任委員会においては、投票日が原案では条例の施行から「30日以内」となっていたものを、時期的に困難な状況を勘案して「60日以内」に改める修正案が出された。

また、「賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の3分の1以上に達した時は、その結果の重みを斟酌しなければならない」という文言を加えた修正案も出された。

後者の修正案については否決されたが、前者の修正案については、賛成多数で可決された。

一方、本会議においては、前者の修正案に後者の修正案を加えたものが、賛成多数で可決された。

その結果、来年2月中に住民投票が行われることとなり、その結果を受けて 市長がどのように判断するか注目されるが、教育委員会としても然るべき対応 が求められるものと考える。

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について(教育総務課)

所沢市教育委員会の 12 月から 3 月までの主な行事予定について(教育総務課) 電気自動車等の充電設備の設置について「市民体育館」(スポーツ振興課) 講演会「旗本の知行と村」 講演会「四神と星空~中国星座の世界~」・星空 観望会(文化財保護課)

平成26年度図書館要覧の作成について(所沢図書館)

インフルエンザの状況について(保健給食課)

沼田学校教育課教育指導担当主幹より、前回定例教育委員会会議において協議 された内容を踏まえ、平成27年度 埼玉県学力・学習状況等調査の実施につ いて、以下のとおり県に回答したとの報告がなされた。

- ・調査結果の提供については、市教育委員会や各学校の児童・生徒個人にとって、振り返りや検証がしやすく、学力の状況を多面的に捉えられるよう結果を分析したものを提供していただきたい。
- ・教科に関する調査について、回答状況、学習状況に関するアドバイス等、学校の教育活動や教育施策の検証改善に接するものを中心に捉え、調査の目的を達成できるような書式や個人票のフォーム等について、配慮していただきたい。
- ・次代の日本を担う児童・生徒の育成を踏まえ、社会、理科の学力の育成も重要であり、その実施について今後の方向性を検討していただきたい。
- ・累積される膨大な個人情報の扱いについて、県と市が双方それぞれ所有しているという認識でよるしいか、県教委のみの判断で他に活用する可能性があるのかとの懸念が生じていることについて、児童・生徒の不利益にならないよう個人情報保護の観点に十分考慮していただきたい。
- ・所沢市においても、今年度全国学力・学習状況等調査の公表に際し、序列化 や過度の競争等、教育上の影響が懸念されることから、教科に関する平均正 答率等については、非公表とした経緯がある。本調査の実施要綱では、教科 に関する調査に係る県全体及び市町村の結果の一覧となっているので、その 差異について詳細を示していただきたい。
- ・所沢市としては、公表の仕方によって序列化の懸念があることから、教科全体の得点のみの結果公表で、教科の正答率だけが注目されることのないように、十分配慮した今までのように内容別、領域別で公表する等、学力について多面的に把握しやすい公表の仕方を検討していただきたい。

以下、質疑。

## (清水委員)

住民投票について、票数が有権者の3分の1に達しないと、その結果に留意 しなくてもよいということなのでしょうか。

#### (平野教育総務部長)

3分の1以上達しないと成立しないということではなく、投票者数の過半数の 意見を尊重するということが第一段階です。原案ではそれのみでしたが、修正 案では、投票者数の過半数を超えた票が、有権者の3分の1以上あった場合には、 その重みを斟酌しなければならないということが加えられました。

したがって、3分の1以上というのは、住民投票の成立要件ではありませんが、 その結果がより重みを増すというものになります。どのような結果であっても、 住民投票は成立します。

#### (清水委員)

住民投票が行われることについて、市民への周知はどのようにするのでしょうか。

## (平野教育総務部長)

既に議会の結果は、ホームページで公開されています。また、市民が誤った判断で投票しないように、双方の主張を載せたより客観的な内容の広報の号外版を、 今後配布する予定です。

### (清水委員)

これに関して市としては、マスコミの取材を受けることは可能でしょうか。

#### (平野教育総務部長)

教育委員会で決めることではありませんが、市長に対しても、住民投票の提案者に対しても、取材の申し入れがあれば、恐らく受け入れることになるのではないかと推測されます。

## (清水委員)

きちんと市民に伝えなければならないことは、たくさんあると思います。そうしたときに、取材を申し込んでも文書で回答するといったことが多く、文書では伝えきれない部分もあり、そういう意味で今回取材を受けるべきであると思います。取材を受け入れるかどうかの判断は、どの部署がするのでしょうか。

### (平野教育総務部長)

市長が判断することになると思います。

## (清水委員)

しっかり市民に認知されてからの判断でないと、心情的には文明が発展している路線の中では、エアコンを設置する意見の方が正しいということになりがちになると思います。市長の教育に対する考えや、わたしたちの考えを含めて市民に知っていただきたいと思います。

## (中川委員)

私は、マスコミに関しては疑念があります。歪められて伝えられることが、結構あるような気がします。例えば、ワイドショー的なもので、軽々に伝えられてしまうのはいかがなものかと思います。

#### (平野教育総務部長)

今回の件については、非常に分かりづらいものであり、対象とする学校についても様々な意見があり、騒音、温度についての意見もあり、どのような考えに賛同して署名をしたかは、よくわからない部分もあります。そういう意味で、広報は非常に重要であると考えます。

### (中川委員)

対象校を明確にした広報をしたほうがよいと思います。そうでないと、都合の よいように解釈されるのは、とても不本意です。

#### (内藤教育長)

住民投票条例の過去の例を調べてみると、条例案の署名が集まっても、議会で 否決されることが多いようです。また、可決されても、投票の成立要件を付して いる自治体もあります。先般話題になった小平市も、その一つの例です。

所沢市では原案を、廃止、否決はせず、また原案は成立要件も定めていない条例でした。例えば100人しか投票しなくても成立する投票になります。それでは、民意を反映したことにはならないのではないかということで、投票者数の過半数を得た票が、有権者数の3分の1以上であった場合に、その結果について重要な斟酌をするようになったということがあります。

署名を集めた代表者は、まず 2 校にエアコンを設置し、残りは徐々に設置していくという考えですが、署名をした市民の方々はどのような思いがあったのか、全校につけてほしいということなのか、 2 校でよいのかわかりません。

また、市長の条例案に対する意見も多岐にわたって展開しており、それを読んだ上で市民が判断しているかは分かりません。限られた広報の中でどのように伝えていくか、とても難しい問題であると思います。

#### (清水委員)

今回の件に関しては、沈黙していることは良くないことであると思います。取材を受けないほうが、不利になると思います。現在のテレビ番組では、取材を継接ぎしたものであったり、一方的に偏ったものであったりすれば、大きなペナルティがあります。番組制作には担当の弁護士がおり、出演者の意図しないところで、双方の弁護士が争っていることもあります。

今回の取材については、公平であることや、分量や項目についても条件を出すなどして、受け入れればよろしいのではないかと思います。市民が分かりやすいような言葉で、漢字の少ないフレーズでアピールしたほうが、得策であると思います。

## (中川委員)

衆議院選挙の前などは、公示の際に正式な文書が出されていましたが、今回の 住民投票においても、公式な広報的なものは作られるのでしょうか。

#### (平野教育総務部長)

通常の選挙では、選挙管理委員会が段取りを組むことになります。一方、今回 の住民投票は市長が行うことになりますが、公職選挙法に準じた方法で行うこと になりますので、広報等についてもきちんと行うことと思います。

また、期日前の投票も行う予定になっています。

#### 10 その他

・教育懇談会 : 1月26日(月)午後1時15分~

所沢市役所 7 階 研修室

・教育委員会会議1月定例会 : 1月26日(月)午後3時30分~

所沢市役所6階 602会議室

・教育委員会会議2月定例会 :2月18日(水)午前10時~

所沢市役所6階 602会議室